

平成 25 年 2 月 27 日

## ゆたんぽでの低温やけどを防ぎましょう

就寝時にゆたんぽを布団の中で使用して、低温やけどをする事故が続いています。低温やけどは、心地よく感じる程度の暖かさの温度でも長時間にわたって皮膚に接するとやけどをすることもありますが、皮膚の深いところまで達した場合には重症になることもあります。

低温やけどを確実に防ぐため、ゆたんぽの使用に際しては、就寝時にはゆたんぽを布団から出すなど、それぞれの製品の取扱上の注意等をよく確認して使用してください。

### 1. ゆたんぽに関する事故の状況

ゆたんぽは、手軽な暖房器具ですが、多くの事故情報が寄せられています。

#### ① 事故状況について

平成 21 年 1 月から平成 25 年 1 月までに事故情報データベース<sup>※1</sup>に寄せられたゆたんぽに関する事故情報は、以下のようになっています。

表 1 ゆたんぽに関する事故情報（事故情報データベースより）

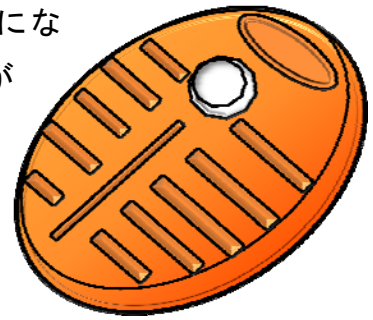
事故の内容	事故情報の件数	備考 (事故発生の状況)
やけど	100 件	・劣化等による本体破損・破裂による ・湯入れ口キャップの破損による ・ゆたんぽとして使用中 等
うち低温やけど	(42 件)	・ゆたんぽとして使用中
発火、発煙、破裂等	43 件	・充電等の加熱時や加熱後に発生 等
その他	3 件	
合計	146 件	

表 2 低温やけどの事故情報（事故情報データベースより）

低温やけどの事故情報が入っている製品	事故情報の件数
ゆたんぽ	42 件
電気あんか	7 件
電気毛布	13 件
カイロ	24 件

ゆたんぽで低温やけどをしたものは、主に湯を注いで使用するゆたんぽを使っているときに、無意識の間に長時間皮膚に接したままになっていたり、感覚が麻痺していたために熱さや痛みが気が付かないまま皮膚に接した状態が続き、低温やけどをした事故です。

※1 消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関より「事故情報」「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システムです。



## ② 重大事故等<sup>※2</sup>について

足などに低温やけどをして全治 30 日以上の中傷となった重大事故等は、平成 24 年 11 月から平成 25 年 1 月までに 4 件報告されています。

(東京都 2 件、福岡県 1 件、大阪府 1 件)

※2 消費者庁では、火災や重傷などの重大事故等が発生した場合、消費者安全法に基づき、行政機関等から通知を受けています。

## ③ 医療機関に寄せられた事故情報について

医療機関ネットワーク事業<sup>※3</sup>によって医療機関から平成 25 年 1 月末までに寄せられた事故情報を見ると、ゆたんぽでやけどをした事故は 26 件、そのうち就寝時に使用してやけどをした事故が 16 件です。これらの事故でも、低温やけどとなっているものが多く見られます。中には、低温やけどの危険性を認識していながらも、就寝中に布団の中で使用してしまい、中等症<sup>※4</sup>になってしまった事故も見られます。

※3 「医療機関ネットワーク事業」は、参画する医療機関（平成 24 年 12 月時点で 13 機関）から事故情報を収集し、再発防止に活かすことを目的とした消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業です。

※4 中等症とは、傷病の程度が入院を必要とするもの。

### <事例 1>

就寝時に使用していたゆたんぽで右足にできた水疱が、その後拡大。訪問看護者の指示により受診すると 2 度の熱傷（水疱ができるやけど）であった。

(90 歳代 中等症 平成 23 年度発生)

### <事例 2>

低温やけどの知識はあったが、勤務疲れで、ゆたんぽが足に当たっていることに気付かずに熟睡。朝起きると 3 cm 大の水疱ができていた。その後、その部分の皮膚組織が壊死。

(30 歳代 中等症 平成 22 年度発生)

## 2. 低温やけど等をしないために

### 低温やけどを防ぐため、ゆたんぽの温度には十分に注意して使用しましょう

- ・就寝のため寝具を暖める場合には、あらかじめゆたんぽを入れて布団等を暖めておきましょう。
- ・使用に際しては、必ず製品の取扱上の注意等を確認し<sup>※5</sup>、それに従って使用してください。特に、湯を注いで使用するタイプの製品など、就寝時に布団から出して使用するよう指示があるゆたんぽについては、必ず布団から出しましょう。

※5 詳しくは、本資料の3. 及び〔参考〕を御参照ください。

低温やけどのほか、以下の点にも十分に気をつけてゆたんぽを使用してください。

- ・湯を注いで使用するゆたんぽについては、本体の劣化等による湯漏れなどで、高温のやけどの事故が起きています。使用前には、必ずゆたんぽに異常がないかを確認してください。
- ・電気蓄熱式（充電式）ゆたんぽでは、カバーをつけたままの状態や布団の中での充電など、定められた使い方以外の場合に、発火、発煙、破裂等の事故が起きています。このタイプの製品では、安全装置を正常に作動させられるよう、充電時にカバーを外すこと、布団等の中で充電しないこと、充電しながら使用しないこと等の取扱上の注意が記載されています。製品の取扱上の注意をしっかりと確認して、安全に使用してください。

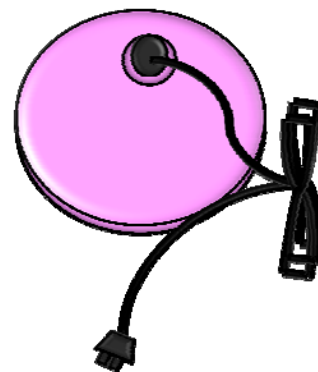


表2のようにゆたんぽ以外の製品でも、低温やけどが起きています。こうした製品においても、必ず取扱上の注意等を確認し、低温やけど等をするのがないよう、十分に注意して御使用ください。

## 低温やけどについて

低温やけどは、ゆたんぼ等のような暖かく感じる温度のものに長時間皮膚が接することで、熱いと感じないままやけどになってしまうものです。60℃で5秒程度、50℃で3分程度、44℃で6～10時間で、皮膚が損傷を受けるといわれています。特に、知覚や運動に麻痺がある方、糖尿病等で手足の循環が悪い方、皮膚の薄い高齢者、寝返りができない乳児、あるいは泥酔している方等が、痛み等に気づかなかったり、同じ姿勢でゆたんぼ等が体に触れた状態になってしまうため、低温やけどをしやすいようです。

やけどは、以下の表のように、熱による障害が皮膚のどの深さまで及んでいるかで分けられています。低温やけどの場合には、深い2度の症状になる場合も多くなっています。

やけどの深さ	やけどの症状
1度	皮膚の表面の層に障害を受けた状態。ひりひりした痛みと赤みが発生。
2度	(浅い) 強い痛みと赤み、水泡が発生。 (深い) 水疱が発生。その下の皮膚が白くなる。治癒には2週間以上かかる。
3度	皮膚の全ての層が壊死。治癒には2週間以上かかる。

低温やけどの場合には、受傷後の早い時期には浅いやけどのように見えても、時間が経過するにつれて皮膚の内部や皮下脂肪等が壊死し、深いやけど(重傷)になってしまふことがあります。

体温より暖かい程度の温度のものに長時間体が触れ続けることでやけどをするため、ゆたんぼ等を使う際には、体から離し、触れていない状態にすることが必要です。

なお、低温やけどをした場合には、なるべく早く専門の医療機関を受診してください。

(参考文献：『低温やけどについて』山田幸生 「製品と安全」(第72号、平成11年3月))

### 3. 低温やけどに関する注意表示の状況

ゆたんぼには、使用に際して湯を注いで使用するもの、電子レンジで加熱するもの、電気蓄熱式(充電式)等、いくつかのタイプがあります。合成樹脂製の容器に湯を注いで使用するタイプのゆたんぼなど、多くの製品には低温やけどの注意を促す表示として、長時間にわたり身体に密着して使用しない旨等の表示が行われています。さらに、SGマークがつけられた製品<sup>※6</sup>などでは就寝前に布団から出して使用する旨等の表示が行われているものもあります。

このような状況にもかかわらず、低温やけどの事故が発生しているのが実態です。

※6 本資料の〔参考〕の「2) SGマークの表示があるゆたんぼ」を御参照ください。

〔参考〕低温やけどに関する注意等の表示について

店頭で販売されているゆたんぽには、主に以下のようなタイプがあります。

ゆたんぽのタイプ		
湯を注いで 使用するもの	金属製の容器によるもの	(SGマーク の認証を受け ることができる もの)
	ゴム製の容器によるもの	
	合成樹脂製の容器によるもの (家庭用品品質表示法の対象)	
電子レンジで加熱して使用してするもの (日本カイロ工業会の自主基準の対象となり得るもの)		
電気蓄熱式(充電式)のもの		

1) 合成樹脂製の湯たんぽ 一家庭用品品質表示法に基づく表示一

合成樹脂製の湯たんぽは、家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)に基づく品質表示を行う対象となっています。同法及び合成樹脂加工品品質表示規程(平成9年通商産業省告示第671号)に従い、①原料として使用する合成樹脂の種類、②耐熱温度、③容量(湯を入れるものに限る。)、④取扱い上の注意を表示する必要があります。取扱い上の注意では、湯たんぽでの低温やけどを防ぐため、「長時間にわたり身体に密着して使用しない旨」の注意事項を記載することが必要です。

2) SGマークの表示があるゆたんぽ

ゆたんぽのうち「湯を熱源とする金属製、ゴム製、合成樹脂製の容器によるもの」については、一般財団法人製品安全協会が安全性品質に関する基準を定め、その基準に適合したのものとして認証された製品に、SGマークを表示することができます※7。同協会の認証を受けてSGマークが付されたゆたんぽには、布団が暖まったらゆたんぽを布団から出して使用するなどの注意事項を記載した「低温やけどに対する注意文書」を同梱することが規定されています。

※7 SGマークは、一般財団法人製品安全協会が定めた安全基準に適合していることを認証したことを示すマークで、任意のものです。SGマークが付いた製品の欠陥により人身事故が起きた場合には、事故発生届に基づき、事故原因調査、損害賠償措置等について、同協会によって対応がされます。しかし、取扱いに関する注意の表示等が行われているにもかかわらず消費者の誤使用や不注意によって起きた事故については、賠償措置等の対象にはなりません。

最近、SGマークの認証対象以外の製品で不正にSGマークが表示されているゆたんぽが見受けられました。製品や包装を見て疑義を感じたときは、同協会までお問い合わせ願います。



# 低温やけどに注意

## 低温やけどについて

低温やけどは、心地よく感じる程度（体温より少し暖かい温度）のものでも、皮膚の同じ部分が長い時間接触していると発生するやけどです。

熱いものに接触している皮膚の温度とやけどになるまでの時間はおおよそ次のとおりです。

4 4℃では3時間から4時間

4 6℃では30分から1時間

5 0℃では2分から3分

（出典：山田幸生、「製品と安全第72号」低温やけどについて、製品安全協会）



## 低温やけどを防ぐために

### ・布団から出して使用する

布団が暖まったら、ゆたんぽを布団から取り出して就寝すると、低温やけどの危険性はありません。このような使い方をおすすめします。



### ・ゆたんぽの低温やけど対策用品を使う

低温やけど対策用品が市販されている場合には、それらを使うと低温やけどの防止には効果的です。

### ・一定時間ごとにゆたんぽの位置を変える

保護者や介護者など周囲の方がいる場合は、身体の同じ部位に触れ続けないよう、時々、ゆたんぽの位置を変えてあげてください。

### ・厚手のタオルや布で包む

必ずしも低温やけどの防止には効果がありませんが、付属や市販しているゆたんぽカバーを使用し、その上から厚手のバスタオルや布で包むと、表面温度が下がるため、低温やけどを生じるまでの時間は長くなります。

低温やけどは皮膚の深いところまで達することがあります。万が一、低温やけど（皮膚の変色や痛み）が起きたときには、すぐに専門医の診断を受けてください。

〇〇〇〇（表示事業者名等）

図 SGマークを付したゆたんぽに同梱するべき「低温やけどに対する注意文書」の見本

### 3) 電子レンジ加熱式ゆたんぽ（自主基準）

日本カイロ工業会では、電子レンジ加熱式ゆたんぽの加熱時のやけど事故を防止するため、注意表示の記載についての自主基準を定めています。自主基準の中では、加熱方法に係る6項目の表示事項に加えて、低温やけどに係る以下の4項目について推奨表示としています。

（日本カイロ工業会）電子レンジ加熱式湯たんぽ自主基準より

#### ★低温やけど注意喚起★

- (1) 長時間同じ部位にあてないようにしてください。低温やけどの恐れがあります。低温やけどは、体温より高い温度の発熱体を長時間あてていると紅斑、水疱等の症状をおこすやけどのことです。なお、自覚症状をとまなわないで低温やけどになる場合もありますのでご注意ください。
- (2) 熱いと感じたら、ただちに使用を中止してください。
- (3) 糖尿病等で血行障害のある方は、熱さを感じにくいことがありますので特にご注意ください。
- (4) 幼児または身体のご不自由なかななどがご使用になる場合は、まわりの方が十分にごご注意ください。

以上、4項目を当会自主基準による推奨表示とする。

※文言指定とは致しませんので、各社によって多少表現の異なる場合があります。

#### 〔参照〕

ゆたんぽによる危害等の注意喚起はこれまでも行われています。以下も御参照ください。

○消費者庁 「冬の身近な危険について その1 湯たんぽによるやけどにご注意を！」 平成23年11月30日

[http://www.caa.go.jp/safety/pdf/111130kouhyou\\_2.pdf](http://www.caa.go.jp/safety/pdf/111130kouhyou_2.pdf)

○独立行政法人国民生活センター 「電子レンジやIHヒーター等で加熱する湯たんぽの安全性」 平成21年11月4日

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20091104\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20091104_1.html)

○独立行政法人製品評価機構 「電気こたつ、ゆたんぽ等の冬場の事故防止について（注意喚起）」 平成24年2月23日

<http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs12022301.html>

○独立行政法人製品評価機構 「電気こたつ、電気カーペットおよびゆたんぽの冬の事故の防止について（注意喚起）」 平成24年11月22日

<http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs12112201.html>

本件に関する問合せ先

消費者庁消費者安全課 河岡、須藤、金子

TEL : 03(3507)9137 (直通)

FAX : 03(3507)9290

H P : <http://www.caa.go.jp/>